

介護ウェブ 2019 推進ニュース

-無差別平等の介護と福祉を-

STOP! 介護改悪

2019年11月18日発行 No.10

徳島民医連 11月11日(月)駅前宣伝



さわやかな秋晴れの中での
行動となりました。
道行く人に、チラシを配り、
署名協力をお願いしました

次期介護保険制度改正に向けて厚労省での議論が進んでおります。

○厚生労働省・介護保険部会（11月14日）

現在、「要介護認定」について、申請してから認定されるまで平均38.5日要すると長期化しています。このことを踏まえ、厚労省から要介護認定の有効期間を36ヵ月から**48ヵ月**に延長することが提案されました。具体的には、要介護度が前回から変更がない利用者は、認定の有効期間を、48ヵ月に延長すると示されました。

2. 要介護認定制度（有効期間等⑥）

論点

- 要介護認定の申請から認定までの期間が38.5日となっており、全国的に依然として長くなっていることを踏まえると、保険者の要介護認定制度に関する業務の簡素化について、引き続き検討することが必要である。
- そのような中、平成30年度に更新認定の有効期間を24ヶ月から36ヶ月に拡大した後における有効期間の設定状況や、更新認定後の要介護度の変化状況等を踏まえ、平成30年度に更新認定の有効期間を拡大した際の考え方を参考に、更新認定の二次判定において、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者については、有効期間の上限を、36ヶ月から48ヶ月に延長することを可能とてはどうか。
- また、介護認定審査会における更なる審査簡素化についても、実態把握を引き続き実施し、その結果を踏まえ検討していくこととしてどうか。

参考：厚生労働省/社会保障審議会/第85回介護保険部会 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07839.html)

○厚生労働省・介護給付費分科会（11月15日）

11月15日に介護給付費分科会が開催され、居宅介護支援事業所の管理者要件を2021年度末から27年度末まで延長するという厚労省の提案を大枠で認める一方、主任ケアマネジャーの質を担保する仕組みを作る必要があるとの意見が出されました。

居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について

対応案

- 令和元年度の「居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査「管理者要件に関する調査」」の結果を踏まえ、令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者が主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することとしてはどうか。
結果として、令和3年4月1日以降に新たに管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任ケアマネジャーであることが求められることとなる。
- ただし、特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得している事業所については、管理者を主任ケアマネジャーとしない取扱いも可能としてはどうか。
- また、令和3年4月1日以降、不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなってしまった事業所については、当該事業所がその理由と「改善計画書」（仮称）を保険者に届出た場合は、管理者が主任ケアマネジャーとする要件の適用を1年間猶予することとしてはどうか。

3つ目の対応案にある「不測の事態」の解釈については、主任ケアマネが急に退職した場合などが想定されており、来年度以降に通知やQ&Aが出される予定です。

また、認定調査員について、市町村が委託する場合、認定調査員の要件を緩和することも提案されました。

お問い合わせ先：全日本民医連 医療介護福祉部
事務局山川/小又
Tel：03-5842-6451
E-mail：min-kaigo@min-iren.gr.jp

参考：厚生労働省/社会保障審議会/第172回介護保険部会
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07850.html)